

令和元年12月定例会 環境農林委員会の概要

日時 令和元年12月16日(月) 開会 午前10時 3分
閉会 午前11時48分

場所 第6委員会室

出席委員 飯塚俊彦委員長

萩原一寿副委員長

関根信明委員、小川真一郎委員、新井一徳委員、岩崎宏委員、小島信昭委員、杉田茂実委員、石川忠義委員、木村勇夫委員、守屋裕子委員

欠席委員 なし

説明者 [環境部関係]

小池要子環境部長、安藤宏環境部副部長、田中淑子環境部副部長、

佐藤卓史環境政策課長、松井明彦温暖化対策課長、

石塚智弘エネルギー環境課長、堀口郁子大気環境課長、酒井辰夫水環境課長、

山井毅産業廃棄物指導課長、河原塚啓史資源循環推進課長、

島田厚みどり自然課長

[農林部関係]

牧千瑞農林部長、野口典孝農林部副部長、小畑幹農林部副部長、

根岸章王食品安全局長、前田幸永農業政策課長、

横塚正一農業ビジネス支援課長、片桐徹也農産物安全課長、

丸山盛司畜産安全課長、佐藤正行農業支援課長、山岸典夫生産振興課長、

荒木恭志森づくり課長、林淳一農村整備課長

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件名	結果
第103号	令和元年度埼玉県一般会計補正予算(第5号)のうち環境部関係及び農林部関係	原案可決
第118号	指定管理者の指定について(埼玉県みどりの村)	原案可決

2 請願

議請番号	件名	結果
議請第8号	福島第一原発に溜まり続ける汚染水を海洋放出せず陸上長期保管案の検討を継続することを求める請願	不採択

報告事項

環境部関係

次期地球温暖化対策実行計画の策定について

【付託議案に対する質疑（環境部関係）】

関根委員

- 1 復旧工事について2か所の整備工事を行うとのことだが、他の同様の工事より積算額がとても安いと感じたがいかがか。
- 2 具体的にどのような復旧工事を行うのか。また、今回の復旧工事をした後、再度、崩落が発生する懸念はないのか。
- 3 美の山公園に関する道路で、今回崩落が発生した箇所他に、崩落等の危険がある箇所はないのか。

みどり自然課長

- 1 工事積算額32,143千円については崩落箇所が2か所であること、1か所の規模も他の災害と比較して大きくないこと、また、工事については崩落した箇所を盛り上げて道路本体を復旧する工法を活用することから、費用が抑えられているものである。
- 2 具体的な工事内容は、崩れた路肩の部分に土を盛り転圧しながら道路本体を復旧する。その盛土の下の部分にカゴ工という工法で補強する。これは、鉄線のカゴの中に石を詰め込んだもので、斜面等を補強するものである。また、今回の崩落発生は、現地を調査した結果、現場に大量の雨水が集中したことが原因と推察される。そのため、被災地上流部の道路を横断する水路を設置し、雨水が適切に排水されるよう施工して、万全を期していきたい。
- 3 他の箇所について全路線点検したところ、同様の被害発生場所はなかった。今後も定期的な点検を行い、道路の安全確保に万全を期したい。

関根委員

雨水が流れ込んで崩落したとのことだが、他の場所で雨水がU字溝に入らず流れ込む箇所はないのか。

みどり自然課長

そのようなことがあることを前提に全路線をパトロールしたところ、現時点では雨水が流れ込むおそれのある箇所はなかった。土が崩れたことにより、雨水が排水路に入らないこともあるかもしれないので、パトロールをする中で気を付けて見ていきたい。

岩崎委員

表面排水が側溝に行かず、路肩に流れてしまい、そこから削れて崩れるという事例が今回の箇所以外でも多く見られる。側溝にしっかり雨水排水が流れるようカントをとるか、アスカーブを入れるなどして雨水が路肩を削らないように施工すべきである。そういった箇所がないよう、全線点検したほうがいいと思うがどうか。

みどり自然課長

環境部で所管する道路は、この美の山自然公園と両神自然公園にある。両道路につい

て、パトロール等を実施し十分確認していく。

【付託議案に対する質疑（農林部関係）】

守屋委員

- 1 経営体育成条件整備事業について、国、県、市町村の補助の内訳についてはどうか。
- 2 被災農家からの要望はどのようなものがあるのか。
- 3 営農再開緊急対策事業の詳細はどのようなものか。

農業ビジネス支援課長

- 1 今回の台風では農業被害が甚大なものであったことから、国庫補助に加え、県の補助を上乗せする措置を提案させていただいている。台風19号により被災した農業用機械・畜舎等の再建・修繕等については、例えば、国の補助率が5/10、県が2/10、市町村も同様に上乗せ措置を講じた場合、合計の補助率は9/10となり、農家の負担は1/10となる。次に農業ハウスなどの撤去、再建・修繕については、例えば、国の補助率が3/10、県が2/10、市町村も同様に上乗せ措置を講じた場合、合計の補助率は7/10となり、農家の負担は3/10となる。なお、園芸施設共済に加入している農業ハウスなどの撤去、再建・修繕については、共済金が支払われるため、農家の負担は更に軽減される。
- 2 農家の要望内容については、被害状況を正確に把握してほしい、国の補助事業について、できる限り農家負担を減らしてほしい、5年前の大雪の時と同様の措置をお願いしたいなどである。

農業支援課長

- 3 営農再開緊急対策事業は市町村が事業主体となり、台風19号で、収穫した米を保管した倉庫等が浸かって米が出荷できなかった農家に営農再開を支援する事業である。事業の中身は、営農再開計画に基づいて各種の取組を実施することで、最大で10アール当たり7万円の補助が受けられるものである。具体的には、土づくりに伴う土壌改良資材の投入・散布、種苗・肥料・農薬等の資材の購入、田んぼのゴミや瓦礫等の撤去作業を行うことで補助が受けられる。

守屋委員

被災農家は1/10を負担するということがだが、その額は最大どれくらいと把握しているか。

農業ビジネス支援課長

農家負担が実際どれくらいの額かということについて、現在、市町村を通じて事業の実施要望調査中である。現時点で、どれくらいになるかというデータは県に上がってきていないのでお答えできない。

守屋委員

- 1 被災農家からは平成26年の大雪と同様に負担してほしいということが要望である。負担軽減をしてもらえないか。
- 2 営農再開緊急対策事業については市町村が中心となって行うとのことであるが10アール当たり7万円という支援について、県の方でもっと対応できないか。

- 3 令和元年治山災害復旧の中で、毛呂山町の土砂流出の早期復旧については、いつ頃から工事ができるのか。
- 4 川島町の電気設備が水損したことについて、電気設備が低い位置に設置されていると、今後の水害で再度被災する心配がある。どのように対応するのか。

農業ビジネス支援課長

- 1 平成26年の大雪では、農業ハウスの再建・修繕の補助率は、国が5/10、県が2/10、市町村も2/10ということで、被災農家負担は1/10であった。今回も台風19号の農業用機械・畜舎等の再建・修繕等については、平成26年の大雪と同程度に県も上乘せして支援していきたいと考えているので、御理解をいただきたい。

農業支援課長

- 2 営農再開緊急対策事業については県が1/4を負担している。なお、補助率については国が1/2、県が1/4、市町村が1/4で、農家負担についてはゼロとなっている。

森づくり課長

- 3 国庫補助事業のため、国へ事業計画書を提出しているところである。事業計画が承認になり、県の予算が付き次第、来年1月から着工したい。

農村整備課長

- 4 通常は、災害復旧事業では原形復旧が基本だが、今回の災害については、国は電気設備の設置高さを上げて直してよいとしており、そうした方向で直していきたい。

関根委員

- 1 農業共済が給付になる場合、農業共済の支払いが優先されるのか。また、その場合、国、県、市町村の補助割合は変わるのか。
- 2 被災卸売市場施設整備事業について具体的にどのような復旧をするのか。
- 3 事業費の国庫補助金が1/2以内、残りの負担について説明を願いたい。
- 4 市場の土地の所有者は誰か。
- 5 被災農業共同利用施設事業について、対策はどこのライスセンターで、いつまでに復旧できるのか。また、農家への支障はないのか。

農業ビジネス支援課長

- 1 農業共済の共済金には国費が半分含まれている。この事業においては、共済金が優先されることから、国費は共済金に応じて増減する。
- 2 野菜や果実などの商品、建物の床上浸水による床、壁、電気、電話配線、冷蔵施設の機器、フォークリフトなどの車両に被害があった。今回、国の補助事業を活用するもので、対象となるものは施設で、施設に付帯した機械等も補助の対象である。車両、機械は対象外となる。現在、復旧が進んでおり、市場の開設に必要な冷蔵庫や電気系統の修繕は完了し、営業は問題なく行われている。一部、改修が済んでいないところもあるが、年明けには終わると聞いている。
- 3 国庫補助以外の負担について、県と市は上乘せの補助を予定していない。
- 4 土地の所有者は、それぞれ入っている会社4社が所有している。市場を開設している

浦和総合流通センター、卸売業者の浦和中央青果市場、関連店舗棟を所有する株式会社浦和卸売市場、埼玉県中央市場株式会社、それぞれ4社が土地を所有している。

生産振興課長

5 被災農業共同利用施設事業について、被災したのは埼玉中央農協が所有する東松山ライスセンターである。12月から着工し、3月末までに復旧する見込みであり、次の稲作には支障がない。

関根委員

被災卸売市場施設整備事業について県、市が負担しないということは、土地を持っている4社が負担するということでよいか。

農業ビジネス支援課長

それぞれ、被害を受けた施設の所有者が負担することになる。

新井委員

211か所の復旧という説明があつたが、被災か所数を確認したい。

農村整備課長

台風19号の被災箇所は240箇所である。

新井委員

240か所に予算を計上したのか。

農村整備課長

240箇所のうち国の要件を満たす210か所と、別の災害1か所を足して、211か所が補正予算の対象になっている。

新井委員

国の要件に合わないところについて、県はどのような対応をするのか。

農村整備課長

国の要件に合わない30か所については、被災規模が小さいこともあり、市町村、土地改良区が単独費で対応すると聞いている。県としては、それらについても技術支援を行っていく。

新井委員

国の要件に満たないものも、地元の方で何らかの対応が図られているということによいか。

農村整備課長

そのとおりである。

新井委員

復旧の目途はどのくらいの時期になるか。

農村整備課長

電気設備の水損については、既に市町村、土地改良区が電機メーカーの見積もりを取っている。年度内に完了する予定と事業主体から聞いている。

小島委員

- 1 経営体育成条件整備事業について、実際の手続きに当たり、複数の見積もりが必要か、スペックが大きいものを購入する場合はどうなるのか、
- 2 事前着工はできるのか。

農業ビジネス支援課長

- 1 複数の見積もりが必要となる。複数取り寄せられない場合は、その理由等の整理が必要となる。中古機械は対象となるが、耐用年数が2年以上残っている必要がある。今回の事業対象は同程度の機種である。中古の場合は、判断が難しいが、新しい物の場合であれば、機能向上の場合、機能向上分は補助対象外となり、同程度との差額については、自己負担をすることとなる。詳細については、その都度判断したい。
- 2 事前着工については、災害支援のため、今回は可能となっている。被災農家によっては、既に機械の注文等をしていると聞いている。この場合、見積書、支払関係書類、被害状況の分かる写真等の資料の保存が必要となる。

小島委員

大雪の時は、施設をより良いもの買い替えようとしたとき、なかなか了解が得られなかった事例もあったと聞いているが、今回は、差額を自己負担すればよいということか。

農業ビジネス支援課長

機能向上については、差額を自己負担することで補助対象となる。機能向上分の見積もりと、同程度の見積もりを取り、差額が分かるようにしておく必要がある。

岩崎委員

被災した機械の購入について、被災した機械の減価償却を見ているのか。

農業ビジネス支援課長

古い機械が被災した場合にも、新しい機械の購入費が補助対象となる。

【付託議案に対する討論】

なし

【請願に係る意見（議請第8号）】

石川委員

本請願の請願事項では、陸上における長期保管の議論を継続するよう意見書をと述べている。また、請願理由の後段になると陸上保管を継続するよう国と関係機関に求めること

とし本請願では処理水の陸上保管ありきの主張が見られる。処理水の海洋放出をした場合に当たっては風評被害や将来への不安を覚える声があることは承知している。しかしながら、3年後にはスペースがなくなると言われている貯蔵タンクの限界も考えなければならない。処理水の海洋放出には科学的な根拠を持って予断なく総合的に議論することが必要であると考えている。意見である。

木村委員

石川委員の意見も踏まえて、議請第8号について、趣旨採択を求める動議を提出する。福島第一原子力発電所の事故により、敷地内には現在、炉心を冷やすために注いだ水や地下水が溜まり続けている。その水に関しての科学的見解が分かれている中で、希釈しても浄化装置で取り除けないトリチウムが含まれている水を海洋放出することに対しては、地域関係住民の不安や、風評被害などを考えると、慎重にならざるを得ないと考える。一方で、次のような意見があることも事実である。①トリチウムがなくなるまで陸上保管することは、限られた保管場所の問題から、現実的ではない。陸上保管ありきではない議論も進めるべきである。②仮に海洋放出する場合は、世界最高水準の厳しい規定値まで希釈して海洋放出するとしており、これは科学的根拠に基づいている。③処理水は、世界各国の原子力発電所から海洋放出されており、近隣の韓国などは、日本の規制値より高い濃度の処理水を海洋放出している。④そもそも件名の「汚染水」という言葉は正確ではなく、「ALPS（アルプス）処理水」である。などの意見もあることも事実である。しかしながら、本請願については、請願者の含意を汲んで、趣旨採択を主張する。

小川委員

福島第一原発に溜まり続ける汚染水を海洋放出せず陸上長期保管案の検討を継続することを求める請願について、不採択の立場から発言する。汚染水の取扱いについては、大量貯蔵に伴うリスクや今後の廃炉工程に対するリスクを踏まえ、経済産業省に設置された小委員会などにおいて、検討が行われている。その中で、様々な選択肢を検討した結果、海洋放出を含めた5つの処分方法について、整理されたところである。小委員会では、科学的な安全性を前提に検討しているが、いずれの処分方法をとっても風評被害などの社会的影響が生じることから、技術的な観点に加え、社会的な観点も含めた総合的な検討が行われている。その過程では、影響を最小限に抑える対応策の検討が必要ともしており、その判断を尊重すべきである。よって、本請願は不採択とすべきと考える。

守屋委員

紹介議員の立場から採択を求める意見を述べる。9月の原田環境大臣の「海洋に放出するしかない」という発言については、漁業連の方が、「長い間、懸命の努力を拡大してきたことが、海洋放出をすれば一瞬にして崩される。海洋放出は許されない」と怒りをあらわにしている。東電は、汚染水をALPS、多核種除去設備で処理しているのでトリチウム以外は除去したと言ってきたが、昨年8月、8割以上の汚染水から基準を上回る放射性物質が検出されていたことが明確になった。日本共産党の高橋千鶴子議員が11月26日に衆議院東日本大震災復興特別委員会で汚染水の処分方法について質し、経済産業省の審議官が①地層注入②海洋放出③水蒸気④地下埋設⑤水素放出の5案を示し、現在、小委員会で風評被害などの社会的観点も含めて検討中だと述べたが、海洋放出で規制基準を超えないよう、汚染水を希釈するために同じ海から取水し、放出すべく議論がされている。共産党の高橋議員は希釈してもトリチウム濃度が同じで何が違うのかと疑問を呈し、放出し

た水を再度取り込まないよう、取水ピットと放流口を岸壁等で間仕切る方法などが提示されているが、「現実的ではない」と批判しています。これらを踏まえて汚染水を海洋放出することではなく、海洋汚染防止の観点から福島第一原発の汚染水は海洋放出すべきではないと考える。よって、請願の採択を主張するものである。委員の皆様方の賛同をよろしく願います。